

FTC、競業避止義務条項の禁止に関する最終規則を公表

2024年5月28日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

連邦取引委員会 (FTC) は、5月7日付の官報¹で、競業避止義務条項 (non-compete clauses) の禁止に関する最終規則を公表した。

競業避止義務とは、労働契約において、雇用主が労働者に対して求める労働条件の1つであり、これにより、労働者は退職後に競合する事業に従事することが制限される。具体的には、①米国内で競合する事業体と新たに労働契約を結ぶことや、②米国内で競合する事業を経営することについて、禁止、罰則、抑止機能を定めた条項により競業避止義務が課せられる。

競業避止義務条項は、競争の妨げになるとの見方もあり、2021年7月に発出された米国経済における競争促進に関する大統領令において、FTC に対して同条項について検討することが求められていた。

今般示された最終規則²の概要は以下のとおり。

1. 競業避止義務条項の締結の禁止

規則の施行日以降、雇用主が労働者との間で、新たな競業避止義務条項を締結することは、原則として禁止される。

2. 存続中の労働契約における競業避止義務条項の取り扱い

雇用主と労働者が既に結んでいる競業避止義務条項は、施行日以降、適用することができない。また、雇用主は、労働者に対して、競業避止義務条項が適用されないことを通知しなければならない。

ただし、上級幹部職 (senior executive)³ に対しては、施行日時点で締結されている競業避止義務条項が引き続き適用される。

FTC は、競業避止義務条項の禁止により雇用主の有用な情報の流出が懸念されることについて、秘密保持契約 (NDA) による情報管理や、特許取得による有用な情報の独占などにより、雇用主の事業を守ることが可能との見解を示している。また、FTC は、今般の規則改正により、特許出願件数の増加が期待されるとしている。

最終規則は9月4日に発効が予定されているが、同規則に対しては複数の訴訟が提起されている。訴訟の経過次第では、発効時期は遅れる可能性がある。

(以上)

¹ [Non-Compete Clause Rule](#)

² 一部の州では競業避止義務条項の禁止が求められているが、連邦法に基づくルールはなかった。また、最終規則は、米国外のみを対象とした競業避止義務条項を禁止していない。同規則の適用対象は FTC の権限が及ぶ範囲に準じており、銀行などは除外されている。

³ 年収 15 万 1,164 ドル超、かつ、企業全体の方針を決める立場で働く者と定義されている。